



発行 東京都

目次

43

規則（人）

- 東京都人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則……………一
 - 東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則……………一
 - 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………二
 - 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則……………二
 - 労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則……………二
 - 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………二
 - 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………五
- 訓 令（人）
- 東京都人事委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部改正……………五
 - 東京都人事委員会事務局統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正……………五
 - 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………五
- 告 示（人）
- 東京都人事委員会公印規程の一部改正……………六
- 通 達
- 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………七
- （東京都人事委員会）……………七

規則（人）

東京都人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第五号

東京都人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年東京都人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第六号

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会処務規則（昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「担当課長」の下に「及び専門課長」を加える。

第四条第二項中「副参事」の下に「、専門副参事」を加え、同条第四項中「（担当課長を含む。以下同じ。）」の下に「、専門副参事は専門課長の」を加える。

第五条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 専門課長は、部長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第七号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「方が有利な」を削り、同条中「の規定による号給が」を「において」に、「に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて」を「は別に定めるものとし」に改める。

別表第八イの部一の項中「~~メキーミシシシシシ~~」を「~~メキーミシシシシ~~」に改め、同部二の項中「~~シシシシシシシシシ~~」を「~~シシシシシシシシシ~~」に改め、「~~シシシシシ~~」に改め、同部三の項中「~~シシシシシシシシシ~~」を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第八号

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の級別資格基準に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「~~シシシシシ~~」を「~~シシシシシ~~」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第九号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則（平成二十三年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一の部（十五）の項中「安全推進部安全技术課」を「安全推進部消防技術研究開発センター」に改め、同表二の部（六）の項中「東京消防庁安全推進部安全技术課」を「東京消防庁安全推進部消防技術研究開発センター」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「をいう。」の下に「第十六条第一号において同じ。」を加える。
第六条第一項第一号中「別表」を「別表第一」に改める。
第七条を次のように改める。

第七条 条例第十二条第三項第二号及び学校職員の条例第十四条第三項第二号の人事委員会が定める職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じた額は、別表第二に定める額とする。

第八条中「条例別表第七及び学校職員の条例別表第三」を「別表第二」に改める。

第九条第二号中「第二号に定める額」の下に「(条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。))を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。))にあつては、その額に条例第十二条第六項第一号及び学校職員の条例第十四条第六項第一号に定める額を加算した額」を加え、同条第三号中「が条例第十二条第三項第二号又は学校職員の条例第十四条第三項第二号に定める額」の下に「(駐車場等利用職員にあつては、その額に条例第十二条第六項第一号及び学校職員の条例第十四条第六項第一号に定める額を加算した額)」を加える。

第十五条第一項第一号中「この項において」を削る。

第二十一条を第二十五条とし、第二十条を第二十四条とする。

第十九条中「第十六条第三号」を「第二十条第三号」に、「第十七条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十三条とする。

第十八条第一項中「第十六条第一号」を「第二十条第一号」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「第十六条第一号」を「第二十条第一号」に改め、同項第一号中「別表」を「別表第一」に改め、同項第二号中「通勤手当の額」の下に「(駐車場等の料金を含む。))」を加え、同条第三項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に、「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条を第二十二條とする。

第十七条を第二十一条とする。

第十六条第一項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に、「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同条第一号中「若しくは通勤方法を変更した場合」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に改め、「運賃等の額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第二号中「離職」を「離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)第一条第一項に規定する東京都の休日に当たるときは、

当該翌日後において当該翌日に最も近い東京都の休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。))を」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条の次に次の四条を加える。

(駐車場等に係る通勤手当が支給される交通の用具)

第十六条 条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるもの(次号において「自動車等」という。))とする。ただし、都、市区町村その他これらに準ずる者の所有に属するものを除く。

- 一 原動機付自転車及び自動車
- 二 前号に掲げるもののほか、人事委員会が特に承認する交通の用具

(駐車場等の要件)

第十七条 条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項の人事委員会で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 公署若しくは学校の周辺又は通勤経路若しくはこれに準ずるものとして任命権者が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- 二 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。))でないこと。
- 三 その利用について職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は条例

第十条第二項及び学校職員の条例第十二条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして任命権者が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の場合、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると任命権者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第十八条 条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項の人事委員会が定める職員は、第九条第二号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第十九条 条例第十二条第六項第一号及び学校職員の条例第十四条第六項第一号の人事委員会で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上

上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額

に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 任命権者が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

別表中「第十八条」を「第二十二條」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第2 (第7条関係)

職員の区分 自転車等の片道の使用距離の区分	1 2及び3以外の 職員	2 通勤不便な勤務 所に勤務する職員で 人事委員会が定める 事由に該当するもの	3 身体に障害を有 する職員で人事委員 会が定めるところに よると認められるもの
	円	円	円
5キロメートル未満	2,600	3,900	4,500
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000	5,300	6,200
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,200	8,400	9,900
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,300	11,400	13,600
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,500	14,400	17,200
25キロメートル以上30キロメートル未満	11,600	17,300	20,900
30キロメートル以上35キロメートル未満	11,600	18,700	24,500
35キロメートル以上40キロメートル未満	13,800	21,300	28,100
40キロメートル以上45キロメートル未満	13,800	23,900	31,900
45キロメートル以上50キロメートル未満	15,600	27,000	35,400
50キロメートル以上55キロメートル未満	16,200	30,200	38,800
55キロメートル以上60キロメートル未満	17,900	33,300	42,200
60キロメートル以上65キロメートル未満	18,400	36,400	45,600
65キロメートル以上70キロメートル未満	20,100	39,700	49,800
70キロメートル以上75キロメートル未満	21,800	43,000	54,000
75キロメートル以上80キロメートル未満	23,500	46,300	58,200
80キロメートル以上85キロメートル未満	25,200	49,600	62,400
85キロメートル以上90キロメートル未満	26,900	52,900	66,600
90キロメートル以上95キロメートル未満	28,600	56,200	70,700
95キロメートル以上100キロメートル未満	30,300	59,500	74,800
100キロメートル以上	32,000	62,800	78,900

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事部局の項中「法務課課長代理（訟務担当）」を「法務課課長代理（総合法務支援担当）・課長代理（訟務担当）」に改め、「課長代理（行政管理担当）」の下に「・課長代理（研究推進担当）」を加え、「職員支援課課長代理（調整担当）・課長代理（企画厚生担当）・課長代理（安全衛生担当）・課長代理（職員住宅担当）」を「職員支援課課長代理（職員支援企画担当）」に改め、「課長代理（職務調査担当）」を削り、同表教育委員会の項中「総務部教育計理課課長代理（教育計理担当）・組織定数を担当する課長代理（企画担当）・総務課課長代理（秘書担当）」を「総務部総務課課長代理（庶務担当）・課長代理（秘書担当）・課長代理（組織定数担当）」に、「課長代理（学校事務人事担当）・課長代理（任用担当）・課長代理（庶務担当）」を「課長代理（任用担当）・課長代理（学校事務人事担当）」に改め、「及び法務の総括を担当する課長代理（法務担当）」の下に「企画部教育計理課課長代理（教育計理担当）」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令 (人)

●東京都人事委員会訓令第一号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会事務局の標準的な職を定める規程（平成二十八年人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会委員長 中 西 充

第二条の表行政系の事務をつかさどる職の職務の部人事委員会事務局の款三の項中「又は同条第六項」を「、同条第六項」に、「担当課長」を「担当課長又は専門課長」に、「副参事」を「副参事又は専門副参事」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都人事委員会訓令第二号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会事務局統括課長及び主任の職の指定等に関する規程（昭和六十一年人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会委員長 中 西 充

第二条中「及び担当課長」を「、担当課長及び専門課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都人事委員会訓令第三号

東京都人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会委員長 中 西 充

別表第一担当課長の項の次に次のように加える。

専門課長

区分十

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
(給料の特別調整額に関する規程の一部改正の一部改正)
- 2 給料の特別調整額に関する規程の一部改正(令和七年東京都人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の改正規定中

八四、八〇〇円	区分九
---------	-----

を

八四、八〇〇円	区分九
七二、〇〇〇円	区分十

に改める。

別表第三の改正規定中

六一、三〇〇円	区分九
---------	-----

を

六一、三〇〇円	区分九
五二、〇〇〇円	区分十

に改める。

告 示 (人)

●東京都人事委員会告示第一号

東京都人事委員会公印規程(昭和二十六年東京都人事委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都人事委員会

別表第一号表事務局課長印の項中「及び担当課長」を「担当課長及び専門課長」に改める。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

通 達

7人委任第326号
令和8年3月31日

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和8年4月1日以降これにより実施してください。

記

第13条関係第2項の次に次の1項を加える。

3 この条の第1項第1号の場合において、経歴年数起算表を適用する職員の経歴のうち、経歴年数起算表備考第2項の規定により通算した年数から、同表学歴免許等欄に掲げる年数（同表備考第3項から第6項までの規定の適用を受けられる場合は当該年数）に達し、かつ、当該学歴免許等の資格を取得した時以前の経歴年数がある場合は、当該年数から、経歴年数換算表の経歴の種類の欄における「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」を除いた年数を加算した経歴年数とする。

第14条関係を次のように改める。

第14条関係（下位の区分を適用する場合の号給）

この条の「別に定めるもの」とは、初任給基準表の試験

（選考）欄に対応する基準者の学歴又は学歴免許等欄の区分の適用にあつて用いるその者の資格（行政職給料表（一）（獣医を除く。）又は公安職給料表の適用を受けられる者）を取付いた同表の区分に限らず下位の学歴免許等の資格）を取付いた時以後の経歴年数から、別表第2の4に定められている年数を減じた年数をその者の経歴年数とした場合に得られる号給をいう。

なお、経歴年数起算表を適用する職員におけるこの条の取扱いには、第13条のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給を有するものとしてこれらについては、当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができるとする。

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第2項第2号中「、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団又は公益財団法人東京2025世界陸上財団」を「又は公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」に改める。

別表第2の3の次に次の1表を加える。

別表第2の4 学歴差分調整表表（第14条関係）

下位の学歴区分	基準学歴区分			
	修士課程修了	大学4卒	短大3卒	短大2卒
大学4卒	— 2年			
短大3卒	— 3年	— 1年		
短大2卒	— 4年	— 2年	— 1年	
高校専攻	— 5年	— 3年	— 2年	— 1年
高校3卒	— 6年	— 4年		— 2年
中学卒	— 9年	— 7年		— 5年

— 3年

備考

- 1 下位の学歴等区分欄及び基準学歴等区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する下位の学歴等区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格にについて初任給基準表の試験(選考)欄に対応する基準学歴又は学歴免許等欄の区分の適用にあたって用いるその者の学歴免許等に対する年数を示す。この場合において、「ー」の年数は減ずる年数を示す。

発行

東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

